

## トカレゴルフ倶楽部規約

- 第1条 名称 本倶楽部は「トカレゴルフ倶楽部」（以下「本倶楽部」という）と称する。
- 第2条 目的 本倶楽部は会員のゴルフの技能の向上、ルール、エチケット、マナーの習得と、本倶楽部の活動を通じて会員相互の健康維持と親睦を図る事を目的とする。
- 第3条 会員 第1項 会員 都民カレッジのゴルフ講座、都立大学公開講座のゴルフ入門、首都大学東京オープンユニバーシティのゴルフ講座のいずれかを受講し修了した者、または会員の紹介があり、幹事会で承認を得た者を会員とする。
- 第2項 退会 会員は幹事会に申し出任意に退会することができる。
- 第3項 除名 本会員は、規約を守らない場合、他の会員の迷惑となる行為をした時、会費の納入を怠った時、本倶楽部の対面を汚すような行為があった時は、幹事会の協議により除名することができる。
- 第4条 役員 第1項 本倶楽部が円滑に活動できるように役員を置く。
- 第2項 幹事会 役員で幹事会を構成する。
- 第3項 幹事会活動分担
- |       |    |                               |
|-------|----|-------------------------------|
| 代表幹事  | 1名 | 本倶楽部を代表し、他の役員と連携のうえ、運営を統括する。  |
| 代表副幹事 | 1名 | 代表幹事を補佐し、代表幹事不在の時は、その職務を代行する。 |
| 幹事    | 数名 | 本倶楽部の運営活動を担当する。               |
| 会計    | 2名 | 本倶楽部の会計業務を担当する。               |
| 会計監査  | 1名 | 本倶楽部の会計監査を行う。                 |
- 第4項 任期 役員任期は、1年とする。但し再任は妨げない。
- 第5条 顧問 本倶楽部の活動に指導、助言を仰ぐために置くことができる。
- 第6条 所在地 本倶楽部は、事務所を代表幹事宅に置く。
- 第7条 会計 第1項 使用目的 活動費、事務通信費を主とする。
- 第2項 会費 入会金、年会費とする。金額は、別途定める。
- 第3項 会計年度は、1月からその年の12月とする。納入した会費は返金しない。
- 第4項 予算は、活動年度の最初の幹事会で協議し、決定する。
- 会計報告は、活動年度最初の幹事会で会計担当幹事が前年の会計報告を行い、幹事会で承認を得る。
- 予算、会計報告は、トカレゴルフ倶楽部通信で会員にお知らせする。
- 第8条 活動 第1項 本倶楽部は、第2条の目的を達成するために、幹事会の協議によって、活動を計画、決定し倶楽部の活動を円滑に進める。
- 第2項 本倶楽部の活動において事故等のトラブルがある時は、全て自己の責任とし、本倶楽部は関与しない。
- 第3項 活動年度は、1月からその年の12月とする。
- 第9条 改正 本規約は会員の意向を踏まえ幹事会が必要と認めた時は、変更することができる。
- 第10条 細則 本規約に定めのない事項については、幹事会で承認した細則を適用する。
- 第11条 設立年月日 本会の設立年月日は平成8年10月1日とする。
- 第12条 規約施行日 本規約は平成9年1月14日より施行する。
- 附則 本規約は、平成24年12月31日に改正し、同日から施行する。
- 本規約は、令和4年12月31日に改正し、同日から施行する。